

議題（3）オレンジゆずるバス停留所の利活用について

1. 背景（参考資料⑦参照）

- ・箕面国定公園内を周遊する大阪府道 43 号（箕面ドライブウェイ）では、紅葉期などの観光シーズンを中心に交通渋滞が発生し、最悪の場合、渋滞長が約 5km に達しており、この渋滞を抜けるためには 3 時間近い時間を要し、緊急車両や路線バスの通行、地域住民の移動に大きな支障が出ている状況。
- ・市は、現在、渋滞対策として林野庁や大阪府などの関係者と公共交通の利用促進、大阪府道 43 号（箕面ドライブウェイ）の一方通行規制や車への案内標識の設置、等のソフト対策を実施しているが、抜本的な渋滞の解消には至っていない。

2. 概要（参考資料⑧参照）

- ・さらなる渋滞対策の一環として、勝尾寺が東急不動産株式会社と連携して大型バスを活用したパーク&バスライドの社会実験を検討し、その発着場所として、箕面市コミュニティバスのオレンジゆずるバスの「かやの中央（南向き）」停留所を活用したい旨の提案があった。
- ・乗合自動車の停留所においては、道路交通法第 44 条により乗合自動車の停留所の標示柱から 10m 以内の部分は停車及び駐車が禁止されているが、同条第 2 項第 2 号において、公安委員会及び関係者が下記について合意し公安委員会が公示した場合、一般旅客自動車運送事業用自動車または家用有償旅客運送用自動車については、規則から除外されることとされており、現在、公安委員会において、ツアーバスへの本条項の適用可否について確認を行っているところ。

<公安委員会および関係者の合意が必要な事項>

- ・地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用であること
- ・道路または交通の状況により支障がないこと

3. ツアーバスの運行計画（案）について

- ・運行区間：往路：みのおキューズモール～（グリーンロード経由）～勝尾寺
復路：勝尾寺～（府道 43 号経由）～みのおキューズモール
- ・運行時期：令和 4 年 11 月 2 週目～12 月 1 週目の土・日・祝日（9 日間）
- ・運行時間：8：40～21：00
（キューズモール着：毎時 20 分着 キューズモール発：毎時 40 分発）
- ・車種：大型バス（2 台）
- ・運行事業者：阪急観光バス株式会社（予定）

4. 道路交通法第 44 条第 2 項第 2 号への対応について

○「地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用であること」

- ・現在、紅葉シーズンの箕面ドライブウェイについては、慢性的な渋滞によりを運行する路線バスやタクシーなどの生活に必要な旅客運送に支障を来している。
- ・パークアンドバスライドによるツアーバスを運行することで、自家用車などの集中による交通混雑が軽減され、旅客運送の確保に有用であると期待できる。

○「道路または交通の状況により支障がないこと」

- ・ツアーバスの運行ダイヤ（予定）
（みのおキューズモール）毎時 20 分着／40 分発 / 1 時間に 1 本
- ・オレンジゆずるバスの運行ダイヤ（かやの中央停留所（南向き））
青ルート／毎時 8 分着 12 分発 赤ルート／毎時 17 分着 20 分発
緑ルート／10：47～11：12 11：52～12：02 14：09～14：12
14：52～15：02 15：47～16：12 16：52～17：02

運行ダイヤについては、オレンジゆずるバスの運行に支障がない。

なお、道路状況によってはバス停において発着が重複した場合については、ツアーバスをバス停以外で待機・周回させるなどオレンジゆずるバスの運行を優先する。

5. 結 論

- ・公安委員会において、道路交通法第 44 条第 2 項第 2 号の除外規定がツアーバスに対して適用可能と判断された場合においては、公安委員会が示す関係者として、公共交通活性化協議会の合意が求められることになる。
- ・ツアーバスの運行については、オレンジゆずるバスの運行に支障がないことや渋滞対策に有用であると考えられる。

以上のことから、運行事業者から公安委員会が示す関係者として合意への申し出があった場合については、箕面市地域公共交通活性化協議会事務局として合意することが妥当と考えられる。